

電話や情報通信機器を用いた診療について

令和2年4月10日付け厚生労働省事務連絡に基づき、新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての時限的・特例的な取扱いとして、「電話や情報通信機器を用いた診療」が認められています。

従来の「オンライン診療」と異なり、**視覚情報を伴わない通信手段（電話）を用いて診療することができます。**

なお、**実施にあたり県に届出・実施状況の報告が必要です。**詳細は県ホームページ（タイトル：電話や情報通信機器を用いて診療を実施する医療機関の一覧について【<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/131301/2020111900219.html>】）をご覧ください。

【参考】「電話や情報通信機器を用いた診療」と「オンライン診療」の違い

	電話や情報通信機器を用いた診療（電話等診療）	オンライン診療
根拠通知等	R2.4.10厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」	H9.12.24厚生労働省通知「情報通信機器を用いた診療（いわゆる「遠隔診療」）について」等
診察手段	電話 や情報通信機器	原則、リアルタイムの視覚及び聴覚の情報を含む情報通信手段（テレビ電話等）
診療報酬の取扱い	<ul style="list-style-type: none">・初診の場合は「電話等初診料（214点）」、再診の場合は「電話等再診料（73点）」を算定できる。・新型コロナ自宅療養患者に対して実施した場合は、「二類感染症患者入院診療加算（250点）」を算定できる。 <u>※四国厚生支局へ施設基準の届出を行っている医療機関は、初診の場合251点を算定できる。</u>	初診の場合は「初診料(情報通信機器を用いた場合)(251点)」、再診の場合は「再診料(情報通信機器を用いた場合)(73点)」又は「外来診療料（情報通信機器を用いた場合)(73点)」を算定できる。 <u>※算定にあたり、四国厚生支局に届出が必要。</u>
留意事項	「初診」及び「初診が電話等診療だった方の電話等診療による再診」の場合、次のとおり処方方の制限あり。 <ul style="list-style-type: none">・麻薬及び向精神薬の処方方はできない。・診療録等により当該患者の基礎疾患の情報が把握できる場合を除き、処方日数は7日が上限。また、安全管理が必要な医薬品（いわゆる「ハイリスク薬」）の処方方はできない。	厚生労働省が定める「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に沿って実施すること。 <u>（厚生労働省が実施する「オンライン診療を行う医師向けの研修」（e-learning形式）の受講 など）</u>
その他（※）	<ul style="list-style-type: none">・<u>実施にあたり県へ届出が必要。</u>・<u>初診から電話等診療を行う場合、県に毎月の実施状況の報告が必要。</u>・厚生労働省が実施する「オンライン診療を行う医師向けの研修」（e-learning形式）を受講していることが望ましい。	

※事後の届出を受け付けるなど、柔軟な対応をさせていただきます。